

令和3年第3回定例会一般質問通告事項

9 月 10 日	檀上正光議員（市民連合）	質問方式：一問一答方式
	<p>1 尾道市学校給食施設整備計画について</p> <p>(1) 今年度から始まる尾道市学校給食施設整備計画（素案）のパブリックコメントの応募者数と意見件数はそれぞれ何件あり、その主な意見はどのようなものがあつたのか。その意見に基づいて計画素案の変更や訂正は行われたのか</p> <p>(2) 10年間の計画の中で、単独方式、親子方式、センター方式、共同調理場方式はそれぞれ何校が対象予定になるのか。廃止予定の調理場は何か所か</p> <p>(3) 現在中学校 11校が対象となっているデリバリー給食を提供している民間調理施設（業者）との契約は限定的なものなのか。計画終了後も継続するのか</p> <p>(4) 平成 17年度から栄養教諭制度が施行されている。尾道市には何人の栄養教諭が配置され、食に関する指導や学校給食の管理にあたっているのか。その効果については検証されているのか</p> <p>(5) 計画の中には、「食育・情報発信機能（見学機能）などの設置を検討します。」とあるが、学校給食は教育の中に位置づけてある。教育的効果を高めるために設置可能な施設には設置すべきであると思うが、どのように考えているのか</p> <p>(6) 学校給食施設は災害時に炊き出しをする事が求められている。避難者の命と健康を守るためにもその対策が必要であり、自家発電設備をはじめ防災機能の整備や、対応する人員配置は必須条件ではないか。すべての施設で対応できる体制なのか</p> <p>(7) 今年6月から「H A C C P」の完全義務化が始まっている。学校給食施設は将来を担う子どもたちの発達や命と健康に重要な役割を果たしている。これからの給食施設は「H A C C P」に沿った衛生管理ではなく、「H A C C P」に基づく衛生管理をすべきではないか。調理場の温度は 25℃以下、湿度 80%以下に保つため空調設備は必須となっている、現在の各調理場はそれを満たしているのか</p>	